

## 山形県農業士（指導農業士・青年農業士）制度について

自ら先進的な農業経営を実践し、地域農業の振興と新規就農者の育成に意欲的に貢献できる農業者を知事が認定する制度で、「指導農業士」と「青年農業士」に区分し認定。

### 1 制度の概要

区 分	発足年度	根 拠
指導農業士 青年農業士	S52	山形県農業士制度実施要綱（昭和 52 年）

### 2 農業士の要件

区 分	要 件
指導農業士	①地域のリーダーであり、自ら先進的な農業経営を実践し、地域農業の振興と新規就農者の育成に意欲的に貢献できる農業者 ②41～65 歳
青年農業士	①地域農業のリーダーになろうとする意欲と目標を持ち、将来とも農業で自立し、農業経営に意欲的に取り組む青年農業者 ②概ね 28～40 歳まで

### 3 認定状況

	指導農業士	青年農業士
H29 新規認定者数	13 名（うち女性 5 名）	23 名（うち女性 3 名）
既認定者数	140 名（うち女性 34 名）	118 名（うち女性 7 名）
計	153 名（うち女性 39 名）	141 名（うち女性 10 名）

### 4 活動内容

指導農業士	①農業後継者の育成指導と情報提供 ②地域農業の振興 ③農業事情調査研究及びその成果の地域への波及 ④農村青少年派遣研修生の受入及び指導
青年農業士	①地域農村青少年の目標となりうる農業経営の実践 ②地域農業振興活動への参加

### 5 組織内容

山形県指導農業士会	1. 昭和 53 年 2 月設立 2. 県内の指導農業士で組織され、会員の会費で運営
各地区農業士会（8 組織）	1. 農業技術普及課単位に組織 2. 地区の指導農業士・青年農業士で組織され、会員の会費で運営